

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 一時的に郵送による書類提出を受け付けます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が解除されるまでの間は、電気工事業法に係る申請及び届出は原則郵送による書類提出をお願いします。

化学保安課での受領日が受付日となりますので、郵便の遅延等の可能性も踏まえ、登録の期限には十分御注意ください。

必要添付書類については必ず御確認ください。

郵送による資料提出の注意点は以下のとおりです。

1 共通事項

全ての手続きに共通する事項について説明します。必ずお読みください。

2 登録業者

登録電気工事業者の方の手続きについて説明します。ア～オの該当部分のみお読みください。

ア 新規登録

イ 更新登録

ウ 変更（氏名又は名称、住所、電気工事の種類の変更）

エ 変更（ウ以外の変更）

オ 再交付

3 届出業者、通知業者、みなし通知業者

届出、通知、みなし通知電気工事業者の方の手続きについて説明します。ア～ウの該当部分のみお読みください。

ア 新規届出

イ 変更

ウ 再交付

書類送付先及びお問合せ

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話番号：048-830-8435

F A X：048-830-8444

メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

1 共通事項

- 書類は信書を送付することが可能で到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で送付してください。
- 該当する郵送チェックリストを確認し、送付漏れがないようにしてください。
- 書類には日中連絡がつく電話番号を必ず記載してください。
- 書類の内容について確認をする場合がありますので、コピーを取っておく等、提出した書類の内容がわかるようにしてください。
- 窓口での申請よりも手続きに時間を要する場合があります。御理解くださるようお願いいたします。
- 副本の返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。（料金が不足しないように御注意ください。）
- 県から登録証又は届出受理通知書を送付する際は、個人住所又は法人所在地に送付します。営業所所在地に送付を希望される場合は担当宛てお問い合わせください。
- その他手続き（登録業者の承継等）を行う方は、担当宛てお問い合わせください。

2-ア 登録業者 **新規登録**

- 主任電気工事士の免状取得状況及び実務経験証明書の事前確認が必要です。別紙1「電気工事士免状の事前確認票」及び別紙2「実務経験証明書の事前確認票」を御記入の上、担当宛てにメール又はファクシミリで送信してください（複数の事業所での実務経験を合算する場合は、証明者ごとに別紙2を作成してください。）。
- 事前確認票の收受後、事前確認票をメール又はファクシミリで返信します。事前確認を收受するまで申請は受け付けられません。
- 返信した事前確認票を申請書に同封してください。
- 電気工事士免状については、原本ではなく写しを提出してください。
- 申請手数料として 22,000 円分の埼玉県収入証紙を申請書に貼付してください。（現金等その他の方法での納付はできません。収入証紙の誤購入等による返金はできませんので、十分に御注意ください。）

※ 埼玉県収入証紙について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/index.html>

2-イ 登録業者 **更新登録**

- 電気工事士免状については、原本ではなく写しを提出してください。
- 登録証については、原本ではなく写しを提出してください。
- 登録更新申請書一式と併せて、業務内容等報告書も提出してください。
- 申請手数料として 12,000 円分の埼玉県収入証紙を申請書に貼付してください。

い。(現金等その他の方法での納付はできません。収入証紙の誤購入等による返金はできませんので、十分に御注意ください。)

※ 埼玉県収入証紙について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/index.html>

2-ウ 登録業者 **氏名又は名称、住所、電気工事の種類の変更**

- 登録証の原本を同封してください(写し不可)。
- 訂正手数料として2,200円分の埼玉県収入証紙を届出書に貼付してください。(現金等その他の方法での納付はできません。収入証紙の誤購入等による返金はできませんので、十分に御注意ください。)

※ 埼玉県収入証紙について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/index.html>

- 電気工事の種類を変更する場合は、担当宛てお問い合わせください。

2-エ 登録業者 **変更(ウ以外の変更)**

- 登録証の原本を同封してください(写し不可)。
- 簡易書留の費用を含む切手を貼付した返信用の封筒を必ず届出書に同封してください。
- 主任電気工事士を変更する場合は、主任電気工事士の免状取得状況及び実務経験証明書の事前確認が必要です。

別紙1「電気工事士免状の事前確認票」及び別紙2「実務経験証明書の事前確認票」を御記入の上、担当宛てにメール又はファクシミリで送信してください。(複数の事業所での実務経験を合算する場合は、証明者ごとに別紙2を作成してください。) この場合、事前確認票を収受するまで申請は受け付けられません。また、事前確認票の収受後、事前確認票をメール又はファクシミリで返信しますので、届出書に同封してください。

- 主任電気工事士を変更する場合は、電気工事士免状については原本ではなく写しを提出してください。

2-オ 登録業者 **再交付**

- 再交付申請手数料として2,200円分の埼玉県収入証紙を申請書に貼付してください。(現金等その他の方法での納付はできません。収入証紙の誤購入等による返金はできませんので、十分に御注意ください。)

※ 埼玉県収入証紙について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/index.html>

3-ア 届出業者、通知業者、みなし通知業者 **新規届出**

- 簡易書留の費用を含む切手を貼付した返信用の封筒を必ず同封してください

い。(こちらから送付する届出受理通知書やお知らせの総重量は20gです。)

- 届出業者の場合、主任電気工事士の免状取得状況及び実務経験証明書の事前確認が必要です。

別紙1「電気工事士免状の事前確認票」及び別紙2「実務経験証明書の事前確認票」を御記入の上、担当宛てにメール又はファクシミリで送信してください。(複数の事業所での実務経験を合算する場合は、証明者ごとに別紙2を作成してください。)

- 事前確認票の收受後、事前確認済票をメール又はファクシミリで返信します。事前確認票を收受するまで届出は受け付けられません。
- 返信した事前確認票を同封してください。
- 電気工事士免状については、原本ではなく写しを提出してください。

3-イ 届出業者、通知業者、みなし通知業者 変更

- 届出受理通知書等の原本を同封してください(写し不可。)
- 簡易書留の費用を含む切手を貼付した返信用の封筒を必ず同封してください。
- 主任電気工事士を変更する場合は、主任電気工事士の免状取得状況及び実務経験証明書の事前確認が必要です。

別紙1「電気工事士免状の事前確認票」及び別紙2「実務経験証明書の事前確認票」を御記入の上、担当宛てにメール又はファクシミリで送信してください。(複数の事業所での実務経験を合算する場合は、証明者ごとに別紙2を作成してください。) この場合、事前確認票を收受するまで申請は受け付けられません。また、事前確認票の收受後、事前確認票をメール又はファクシミリで返信しますので、届出書に同封してください。

- 主任電気工事士を変更する場合は、電気工事士免状については原本ではなく写しを提出してください。
- 建設業許可更新の場合、変更届出書に併せて業務内容等報告書も提出してください。

3-ウ 届出業者、通知業者、みなし通知業者 再交付

- 簡易書留の費用を含む切手を貼付した返信用の封筒を必ず同封してください。